

副 本

令和5年(モ)第73号 文書提出命令申立て事件 (基本事件 令和元年(ワ)第172号,  
令和3年(ワ)第181号, 令和5年(ワ)第290号 違法行為差止請求事件)

原 告 和 田 廣 治 外7名

被 告 金 井 豊 外2名

令和6年9月20日

文書提出命令の申立てに対する意見書（2）

富山地方裁判所 民事部合議C係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士	神 田 光	
同	渡 辺 伸	
補助参加人訴訟代理人弁護士	江 口 正	
同	池 田 秀	
同	八 木 宏	
同	川 島 慶	

## 1 意見の趣旨

原告らの文書提出命令の申立て（令和5年11月21日付け）をいずれも却下する、との裁判を求める。

## 2 理由

原告らの申立てに係る補助参加人の取締役会議事録が、いずれも証拠調べの必要性（民事訴訟法181条1項）を欠くことは、令和5年12月4日付け文書提出命令の申立てに対する意見書で述べたとおりであるが、以下に補充して述べる。

### (1) 証拠調べの必要性を欠くこと

原子力発電所の安全性については、事業者である補助参加人の意思決定がそのまま安全対策の内容となるものではなく、原子力規制委員会の新規制基準適合性確認審査において安全対策の当否が審議判断され、同対策の内容が最終的に確定されるものである<sup>1</sup>。

すなわち、新株発行や組織再編といった通常の企業活動、あるいは一般建築物や産業施設の設置等であれば、もっぱら会社の意思決定により内容が定まるところであるが、原子力発電所については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律をはじめとする関係法令において、厳格な規制がなされており、事業者の意思決定により内容が定まるものではないから、補助参加人の取締役会議事録を取り調べても安全性に係る善管注意義務及び忠実義務違反が明らかとなる関係にはなく、その意味において、取締役会議事録は証拠調べの必要性がない。

---

<sup>1</sup> 原子力規制委員会における審議判断の内容は、すべてインターネットで動画配信されており、加えて、事業者が提出した審査資料及び審査会合における事業者と同委員会とのやり取りを記録した議事録もすべてインターネットで公開されている（テロ対策等に関わるものを除く。）。

念のため付言すると、補助参加人が新規制基準を踏まえて意思決定した安全対策及び同基準適合性確認審査申請の内容については、既に補助参加人のプレスリリース（乙62、乙63、乙154等）や補助参加人が原子力規制委員会に提出した申請書（乙124、乙151、乙161）によって明らかであるが、あらためて、CSRレポート<sup>2</sup>2013（別紙1）及びCSRレポート2015（別紙2）に示すとおりである。

(2) 原告らの反論にはいずれも理由がないこと

原告らは、令和6年2月26日付け反論書において反論を行っているが、以下のとおり、いずれも何ら理由がない。

ア「第1 濫用（網羅的・探索的な申立て）の主張について」について

原告らは、「被告らから網羅的・探索的な申立てであり申立ての濫用に該当する、などと非難される所以はない。」（反論書2頁）などと述べるが、原告らの求める文書提出命令が対象を絞つたものではなく、極めて広範囲なものであることからすると、本件申立ては、原告らの主張の裏付けとなる資料の提出をもっぱら被告ら及び補助参加人に求めるものと言わざるを得ず、到底正当な訴訟追行とは言い難い。

---

<sup>2</sup> CSRレポートは、補助参加人グループのCSRに関する考え方や方針、補助参加人が実践してきた取組みや活動状況を、全てのステークホルダーに報告するものである。

なお、CSRレポートの報告内容は、国際標準化機構（ISO）により公表された社会的責任に関する国際規格である「ISO26000」等を踏まえている。

また、補助参加人は、2019年度からはCSRレポートに代わり、決算等の財務情報と、上記CSRに関する考え方等の非財務情報を統合的に報告する統合報告書として公表している（金融庁及び東京証券取引所により公表された「コーポレートガバナンス・コード」においては、上場会社に対し、財務情報及び非財務情報の主体的な開示が求められている。）。

なお、統合報告書の報告内容は、経済産業省により公表された「価値協創のための統合的開示・対話ガイダンス」や、国際NPO・価値報告財団（VRF）により公表された「国際統合報告フレームワーク」等を踏まえている。

## イ「第2 安全性について」について

原告らは、「漫然と申請だけするということは許され」ない（反論書8頁）などと述べるが、原子力規制委員会において、補助参加人が行った新規制基準適合性確認審査の申請は適法に受理され、令和6年4月までに44回の審査会合が開催されていることからも、「漫然と申請」したものでないことは明らかである。

また、原告らは、反論書8頁以下において、「新規制基準に適合しても安全性が担保されないこと」として、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」及び「震源を特定せず策定する地震動」から成る基準地震動の策定方法や、外部電源の耐震重要度分類、福島第一原子力発電所事故における地震動の影響の解明といった点が不合理であるとして、新規制基準の制定過程や合理性を論難するようである。

しかし、株式会社の取締役が業務執行に当たって遵守すべき基準、規則類は、法律、政省令、企業会計基準、コーポレートガバナンス・コードなど多岐にわたるところ、個々の株式会社の取締役は、これら国等が定めた基準、規則類の制定過程や合理性の有無について独自に判断する立場になく、また独自に判断すべきものでもない（取締役の善管注意義務及び忠実義務の内容となりえない。）。

とりわけ、新規制基準の制定過程や合理性に関わる事項は、原子力規制委員会において、どのような科学的、専門技術的知見を踏まえた審議、判断がなされたかという問題であって、取締役会議事録を取り調べることによって明らかになるものではないことから、同議事録を取り調べる必要はない（なお、同基準の制定過程や合理性は、同委員会の「実用発電用原子炉に係る新規制基準

の考え方について」(乙15)において明らかになっている。)。

ウ「第3 経済性について」について

原告らは、反論書18、19頁において、本件原子力発電所の経済性に係る取締役会議事録の提出を求めているが、水力・火力・原子力・太陽光・風力といった各電源について、どの電源にどの程度投資することが妥当かという経営方針の妥当性の問題であって、違法性の問題たり得ないことから、本件において取締役会議事録を取り調べる必要はない。

なお、統合報告書2023(別紙3)において公表しているとおり、国の取りまとめによれば、事故リスク対応費用等を含めたとしても、原子力発電は他の電源と比べて遜色ないことが示されている。

以 上

別紙1 北陸電力グループCSRレポート2013(抜粋)

別紙2 北陸電力グループCSRレポート2015(抜粋)

別紙3 北陸電力グループ統合報告書2023(抜粋)